

規 則

人事記録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

埼玉県人事委員会規則二―二十四

人事記録に関する規則の一部を改正する規則

人事記録に関する規則（埼玉県人事委員会規則二―四）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「署名した」を「提出した」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。